

# 仙北市権利擁護センター

ま も ら い ふ

～不安を抱えている方の生活（らいふ）を守ります～



社会福祉  
法人

仙北市社会福祉協議会

# 【 仙北市権利擁護センターの紹介 】

## ♥ 権利擁護センターとは？

権利擁護センターは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らすことができるよう支援することを目的としています。

成年後見制度の利用促進に関する法律に基づいて設置された公的な機関（中核機関）です。（※）

※仙北市が仙北市社会福祉協議会に運営を委託しています。

## ♥ 権利擁護センターの事業内容は？

### ①成年後見制度利用促進事業

#### ◇利用支援

成年後見制度に関する相談に応じるとともに、制度の利用を必要とする方が適切に利用できるよう、手続き方法や申立・契約等に関するサポートを行います。

#### ◇広報及び啓発

成年後見制度に関する情報発信、セミナーの開催など、メリットが実感できる制度として、早期利用につながるよう広く周知・啓発を行います。

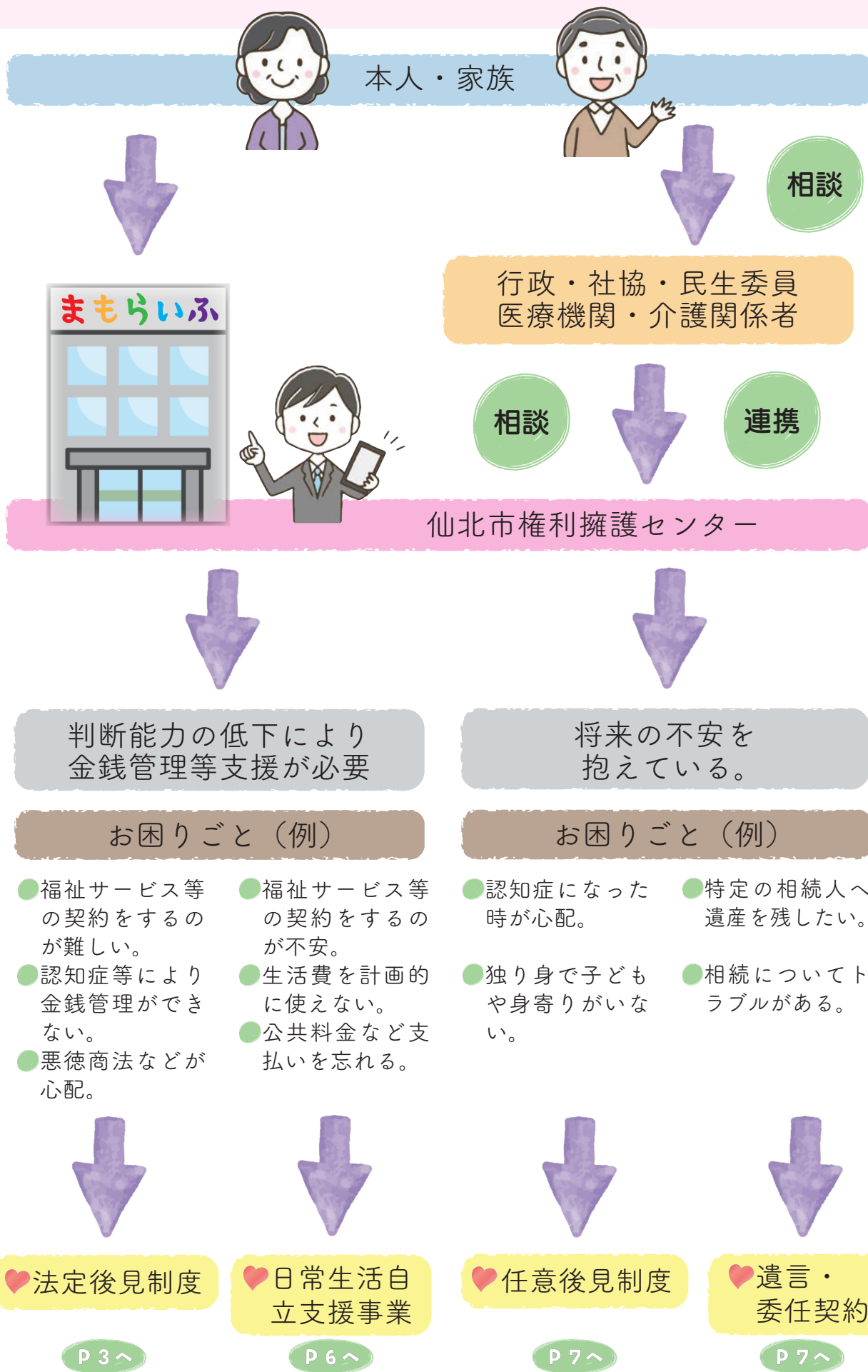
### ②日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい又は精神障がい等により判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助を基本に、金銭管理サービスや書類等の預かりサービスを実施します。

### ③法人後見事業

認知症、知的障がい又は精神障がい等により判断能力を欠く状態にある方、若しくは判断能力が不十分な方に対し、法人が成年後見人や保佐人、補助人になり、本人の意思決定を助け、生活や財産の権利を守ります。

# 【 仙北市権利擁護センターの相談と流れ 】



## 【 成年後見制度（法定後見） 】

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、福祉サービスや施設入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力が十分でない方々を保護し、支援する制度です。

● 本人の判断能力の程度に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの類型に分けられます。

類 型	程 度	状 況
補 助	判断能力が不十分	物忘れは多いが自覚症状がある 意思疎通は十分可能 契約書類などの理解は困難
保 佐	判断能力が著しく不十分	自覚しない物忘れがある 日常の買い物くらはできる 意思疎通は困難を伴う
後 見	判断能力が常に欠けている	日常的な買い物もできない 会話が成り立たず意思疎通は不能

● 後見人等の役割

※後見人等は、親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士、法人などから選任されます。

### 財産管理

本人のお金の管理、不動産の処分、相続の手続き、重要な消費契約、悪質な契約の取り消しなど。

### 身上保護

本人の健康管理、環境等に配慮してご本人の気持ちや生活の様子を考え必要な福祉サービス等の契約、支援者との連携による方針の決定など。

### 家庭裁判所への報告

本人の状況や後見活動について家庭裁判所に報告。

※「医療行為への同意」「身元保証人になること」はできません。



★仙北市権利擁護センターまもらいふが「申立て支援」や「後見人等に選任された方へのサポート」などをさせていただきます。

## ● 申立て手続きの流れ

### 申立て準備

申立てに必要な書類を整えます。  
※申立書類は家庭裁判所や仙北市役所、仙北市権利擁護センターで取得可能です。

### 申立て

本人の住所地を管轄する家庭裁判所へ申立てをします。

### 調査・審理

家庭裁判所の調査官が本人や後見人等候補者の話を聞きます。  
申立て書類を確認して審査します。

### 後見開始

本人に最も適任な後見人等を選任します。  
審判が確定して、登記されると登記事項証明書を取得できます。

## ● 申立てできる方

本人の他に配偶者や四親等内の親族が申立てることができます。  
本人に判断能力がなく、四親等内の親族もいない場合は市町村長の申立てができます。

★一親等…父母、子、子の配偶者など

★二親等…祖父母、兄弟姉妹、孫など

★三親等…おじおば、甥姪など

★四親等…いとこ、甥姪の子など

## ● 申立てにかかる書類と費用（目安）

申立手数料（収入印紙）…**800円** 登記手数料（収入印紙）…**2,600円**  
郵便切手…**4,000円程度**

- ・その他、戸籍謄本、住民票、登記されていないことの証明書、診断書などの書類を入手するための費用などがかかります。
- ・家庭裁判所が医師による鑑定が必要と認めた場合に鑑定料がかかります。（3～10万円）
- ・申立手数料（収入印紙）は、申立内容やタイプによって異なります。

## ● 後見人等の報酬

- ・報酬は、本人の財産状況や事務の内容に応じて家庭裁判所が決定します。

# 【 日常生活自立支援事業 】

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助を行うことにより、地域において安心した生活が送れるよう、その方の権利を擁護することを目的とした事業です。

## ♥ 利用できる方

- ①判断能力に不安のある高齢者や、知的障がい者、精神障がい者など。
- ②この事業の利用が日常生活の役に立つと思われ、本人が利用を希望する方。
- ③契約を結ぶこと、利用料がかかることをご理解いただける方。

## ♥ サービスの内容

### ①福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスの情報提供や、利用手続きのお手伝いをします。
- ・ご本人が利用されている福祉サービスが適切に行われているか確認したり、福祉サービスに関する苦情解決のお手伝いをします。

### ②日常生活金銭管理サービス

- ・日常生活に使う預貯金の出し入れをします。
- ・公共料金、福祉サービスの利用料等の支払いをします。

### ③書類等のお預かり

- ・印鑑や通帳等をお預かりします。
- ・必要に応じて金融機関の貸金庫を利用して保管します。



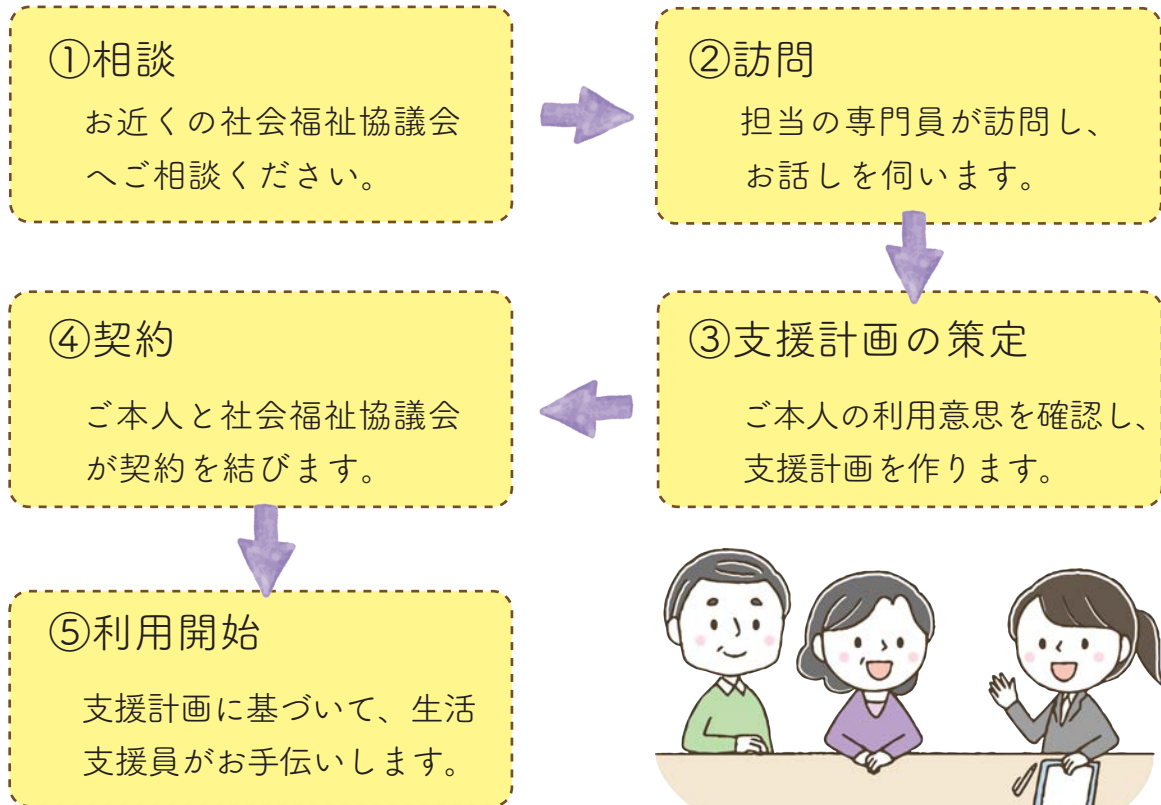
## ♥ 利用料

- ・1時間までは1,000円です。(1時間を超える場合は30分ごとに500円加算します)
- ・生活保護を受けている方は無料です。

※他市町村への支援は交通費を実費程度負担して頂く場合があります。

※銀行の貸金庫を使って保管サービスを行う場合は、別途保管料をいただきます。

## ♥ 利用までの流れ



## 【 将来の不安に備えるサービス 】

### ♥ 成年後見制度（任意後見）

将来判断能力が低下した時に、あらかじめ自分に代わって財産管理や必要な契約手続きなどを任せたい人（任意後見人）を決めておく制度です。頼みたいことを細かく相談して決めることができます。公証役場で任意後見人になる方と契約します。判断能力が低下したときに家庭裁判所で手続きをした上で支援が開始されます。

### ♥ 遺言


大切な人へ送る最後の手紙となります。相続をめぐるトラブルにより、仲の良かった親族関係が悪くなることを予防するために遺言書を作成しておくことで安心です。遺言書には「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の二種類があります。遺言内容を確実に実現させることができる「公正証書遺言」を公証役場で作成することをおすすめします。「自筆証書遺言」の保管は、法務局の保管サービスを利用することもできます。

# 成年後見制度に関する相談機関のご案内

～お近くの窓口までご相談ください～

項目	窓 口	所在地	電話番号
行政	仙北市 社会福祉課	仙北市角館町 中菅沢 81 番地 8	0187-43-2288
	仙北市 包括支援センター	仙北市角館町 中菅沢 81 番地 8	0187-43-2283
社会福祉協議会	仙北市社会福祉協議会 地域福祉課 角館支所	仙北市角館町小勝田 間野 54 番地 5	0187-54-2493
	仙北市社会福祉協議会 地域福祉課 田沢湖支所	仙北市田沢湖生保内 字宮ノ後 30 番地	0187-43-1368
	仙北市社会福祉協議会 地域福祉課 西木支所	仙北市西木町桧木内 字高屋 110 番地 2	0187-48-2940
関係機関	秋田家庭裁判所 角館出張所	仙北市角館町 小館 77-4	0187-53-2305
	秋田弁護士会	秋田市山王 6 丁目 2-7	018-896-5599
	法テラス秋田	秋田市中通 5-1-51 北都ビルディング 6F	0570-078386
	成年後見センター・ リーガルサポート 秋田支部	秋田市山王六丁目 3 番 4 号 秋田県司法書士会館内	018-824-0055
	秋田県社会福祉士会 権利擁護センター ぱあとなぁ秋田	秋田市旭北栄町 1 番 5 号 秋田県社会福社会館内	018-896-7881

## 仙北市権利擁護センター「まもらいふ」

受付時間	月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	 公式LINEでも 相談を受付けています
住 所	〒014-0347 秋田県仙北市角館町小勝田間野 54 番地 5	
電 話	0187-54-2493	
F A X	0187-53-2493	
E - m a i l	mamolife@senboku-syakyo.jp	